

3 猶予について

貸付期間が満了すると返還義務が生じますが、将来、返還免除要件に該当することが見込まれる状況が継続している間は、申請により返還猶予が受けられます。

貸付期間満了後の猶予については、キャリア形成の支援や、それぞれのライフプランと返還免除要件の両立のため、猶予期間を追加することができます。

猶予期間は、事由を問わない期間（猶予期間 1）と、正当な事由として加算する期間（猶予期間 2 又は 3）に区分されます。

区分	名称	理由	期間上限
既定期間	猶予期間 1	条件なし (例) 大学院への進学、留学、猶予 3 に該当しない 県外勤務 ^{※1} 等	4 年
申請 により 加算 ^{※2}	猶予期間 2	災害、疾病、出産、育児等、正当な事由 により業務に従事できないと認められる 場合	事情に応じて 期間を設定
	猶予期間 3	専門医取得のための特定病院以外での 勤務（専門研修プログラムの基幹施設が 県内の医療機関である場合に限り）	基本領域取得 に必要な最低 限の期間

※1 やむを得ない理由により、臨床研修について県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は「猶予期間 1」が適用されます。

※2 「猶予期間 2」及び「猶予期間 3」は、要件に該当していても猶予加算を希望しない場合は申請不要とします（既定期間で足りる場合など）。

【注意】

- ・ 返還免除要件に沿った勤務期間の算定は、1 月に満たない場合は 1 月とみなすため、正当な理由がある期間が 1 月未満の場合は、猶予加算の対象とはなりません。
- ・ 休業等から復職する日が申請時点の予定を繰り上げた場合などは、当該年度の医師業務従事期間証明書の提出により状況を確認し、加算期間を短縮します。

(1) 猶予期間 2 の具体的な要件及び期間

ア ライフプランや疾病

原則として、千葉県職員の規定等において休業等として認められる期間を限度に、猶予期間を加算します。ただし、雇用されている医療機関において休業等として認められた期間が県職員の規定の期間を超える場合は、当該医療機関の規定により、期間を設定します。

区分	理 由	猶予期間の上限
休業 離職	疾 病	精神疾患等は 3 年 6 月、それ以外は 3 年 3 月
	出 産	産前産後 8 週
	育 児	子が 3 歳に達するまで
	看 護 (介護含む)	要看護者 1 人につき 3 年（要看護者の状態が 2 週間以上継続すること等の要件あり）
短時間 勤務	疾 病 看 護 (介護含む)	上記と同様の期間内に、短時間勤務を行った場合の勤務しなかった期間（1 年ごとに就業時間数を常勤換算し、1 年間との差を猶予加算）
	育 児	子が小学校就学前までに、短時間勤務を行った場合の勤務しなかった期間（1 年ごとに就業時間数を常勤換算し、1 年間との差を猶予加算）

イ その他

理由	猶予期間
新プログラムの地域A群（旧プログラムの場合は、地域の病院）の義務年限が所定の猶予期間を過ぎても終了していないが、非常勤等で地域A群の勤務を継続する意向があり、地域A群に該当しない県内病院を主な勤務先としている場合	地域A群を除く県内の医療機関における勤務期間（1年ごとに就業時間数を常勤換算し、1年間との差を猶予加算）
新プログラムでの履行を希望している場合で、当該年度に県内の基幹型臨床研修病院において臨床研修を開始できる目途がたたず、次年度に臨床研修を実施しようとする場合	県内の基幹型臨床研修病院において臨床研修を開始するまでの期間

《参考》新プログラムの地域A群の義務年限が所定の猶予期間を過ぎても終了していない例

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
勤務状況等	臨床研修 2年		千葉市内の病院 県内病院群 3年			地域B群 週4日 ここまでで 2年分履行		理由を問わない猶予 4年分				申請により 猶予期間を加算			
						地域A群 週1日 2年分を履行するには10年かかる									

（2）猶予期間3の具体的な要件

ア 日本専門医機構の制度（新専門医制度）における専門医を取得する場合

基本領域（1領域）の専門医取得に必要な最低限の期間、特定病院でない病院に勤務する場合。ただし、専門研修プログラムの基幹施設が県内の医療機関の場合に限ることとし、研修期間は領域別の専門医取得に必要な最低限の期間とする。

イ 従来の学会認定の専門医を取得する場合

専門医（1つ）の取得に必要な期間、特定病院でない、県内の病院に勤務する場合。ただし、当該専門医に相当する基本領域の専門医取得に必要な最低限の期間を上限とする。